

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.053

処 分 名	特別特定建築物に係る基準適合命令
処 分 の 概 要	法第14条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認める場合、当該違反を是正するために必要な措置命令を行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第15条第1項
処 分 基 準	処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成18年12月20日（最終改正：令和2年4月1日）
備 考	

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋